

補助金等のあり方に関する意見書（素案）

目次

1. はじめに

(1) 補助金及び交付金検討の経緯

- ①見直しの経緯
- ②前回の意見書に対する対応

(2) 佐倉市の財政状況及び今回の補助金検討委員会の意義と検討経緯

- ①佐倉市の財政状況
- ②今回の補助金検討委員会の主眼

2. 補助金の現状と課題

(1) 現状の分析

- ①補助財源
- ②交付対象
- ③交付期間の期限
- ④食糧費
- ⑤情報公開
- ⑥実績報告
- ⑦過去3年間補助金等交付実績がないもの
- ⑧過去3年間補助金等が同額なもの
- ⑨過去3年間の補助金等決算額

(2) 課題

- ①佐倉市補助金等交付基準の表現
- ②補助金の情報公開
- ③実績報告の提出等補助金等支出後の管理方法
- ④その他

3. 補助金等の見直しについて

(1) 補助金等交付基準の見直し

- ①分類別に交付基準の内容を表記
- ②使用語句の見直し
 - i. 5 交付基準(1) 共通基準の部分の表現について
 - ii. 6 事業管理の部分の表現について
- ③補助金交付のプロセス

(2) 改善すべき事項

- ①情報公開
- ②補助金の申請・実績報告・検証について
- ③説明書やマニュアルの作成

(3) その他

4. 今後の補助金等のあり方

5. 巻末資料

補助金等のあり方に関する意見書（素案）

1. はじめに

（1）補助金及び交付金検討の経緯

①見直しの経緯

地域社会における福祉の増進とまちづくりのうえで地方自治体による補助金等の交付は大きな役割を果たしている。しかし、少子高齢化・人口減少により地方自治体の財政規模は縮小することが予想されており、補助金等の交付を漫然と続けることは許されない状況になっている。

佐倉市における補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）の見直しは、平成8年度における新行財政改革システム推進大綱の取扱方針の決定から始まり、平成26年度における佐倉市補助金検討委員会（以下「検討委員会」という。）の提言に至るまで、以下のように取り組まれてきた。

○平成8年度 新行財政改革システム推進大綱

・全ての補助金等の終期を平成15年度末までに白紙にすることを決定、また、補助金は一律10%削減することになった。

○平成13年度 行政改革推進計画

・「補助金・交付金等の適正化」を位置づけるとともに、団体の主体的な運営を促進する見地から、個々の補助金等について価値性（メリット）、公平性、公正性及び効率性等の点検を行い、「受益者の適正な負担や経費削減努力などを要請して、より一層の適正化に務める」ことを目標として設定した。

○平成15年度～平成18年度 検討委員会

・既存の補助金等について審査し、交付内容の見直し及び整理統合、廃止についての提言が行われるとともに、平成18年には現行の補助金等交付基準を策定した。

○平成20年度 行政活動成果評価懇話会

・①交付基準に適合していないもの、②運営費補助、成果及び必要性についての検討、③分類区分・補助率等の見直し、④目標値の設定方法などについての問題点の指摘などを行った。

○平成23年度 検討委員会

・既存の補助金等についてヒアリングを含む再点検を行い、補助事業制度の再検

証と交付基準の見直し、PDCA サイクルの運用、情報開示による透明性の確保等について提言を行った。

○平成26年度 検討委員会

・既存の補助金等につき書類審査を行い、必要なものについてはヒアリングを実施し、点検を行った。佐倉市補助金等交付基準（以下「補助金等交付基準」という。）については期間の見直しや分類の見直しについて提言を受けた。

②前回の意見書に対する対応

平成26年度に設置された検討委員会で指摘のあった事項に対する対応は以下のとおりである。

○個別の補助金等への意見があったもの対しての主な対応

検討委員会意見	補助金名称
廃止（2件）	佐倉市林業振興事業補助金
	佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金
直接執行（3件）	議員厚生事業助成金
	佐倉市役所職員共済会補助金
	佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金
整理統合（2件を統合して1件へ）	佐倉市交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金
	佐倉市交通安全母の会事業補助金

○補助金等交付基準に関すること

- ・補助対象団体の自主的な運営の確保
補助対象事業の自主的な運営のため事業管理に関する記述が整理された。
- ・使用語句の見直し
一般的ではない用語や解釈に紛れが生じるおそれのある用語が整理された。
- ・補助制度の見直し
補助金等の見直しを市長選挙後に4年ごとに行うこととされた。
- ・補助対象経費
食糧費について事業の性格を勘案し、その目的を達するために適当と認められるものに限り補助対象とする旨明記された。
- ・分類別交付基準

種類が多かった従来の分類が整理された（10項目から4項目へ）。

○手続等に関すること

補助金等の交付申請等の手続きについてできるだけ簡素で補助の用途をわかりやすく記載されたものが望ましく、事業計画書、実績報告書、決算書等の会計科目を市の予算科目に準じるべきであるとの指摘があったことから、市から補助金を受ける団体に対して会計科目の例示が行われた。

（2）佐倉市の財政状況及び今回の補助金検討委員会の主眼

①佐倉市の財政状況

佐倉市の財政状況を見ると、平成28年度より実質単年度収支がマイナスに転じ、財政調整基金についても減少傾向にある。また、経常収支比率は平成28年度に93.7%、平成29年度には98.3%と高い数値で推移していること等から、財政的な余裕がない状況となっており、従来通りの補助金等を従来通り交付することができなくなっている。しかし、市としてはまちづくりに役割を果たしていくことが求められており、支援をしていく必要があるものについては補助を継続していかねばならない。そのため、補助金等についてはこれまで以上に効率的に交付し運用していく必要性がある。

②今回の補助金検討委員会の主眼

補助金等交付基準においては、補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例・規則によるものを除きすべての補助金等につき終期を設定している。限られた財源の中でどのような視点で補助金の支出をすべきか定期的に検証を行う機会が必要である。

これらのことから平成31年2月5日に補助金検討委員会を設置し、補助金制度についての見直しを行うこととした。

前回の佐倉市補助金検討委員会後において市議会や監査委員等からの指摘を調べたところ、個々の補助金等についての指摘が多数見られた。また、予算編成を通じて金額の精査等が行われていることもあり、今回見直しを行うにあたっては、個々の補助金等の検証は行うものの、市民目線での見える化を行うため、具体的な検討対象としては主として補助金等のシステムやプロセス自体を取り上げることにした。

2. 補助金等の現状と課題

(1) 現状の分析

佐倉市補助金検討委員会において議論を行うにあたり佐倉市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）及び補助金等交付基準等法令関係を調査し、検討委員会で議論すべき法令等の枠組みについて確認した。

規則においては、補助金等の交付に関する基本的な事項が定められており、補助金等交付基準において、補助対象や補助率などの具体的な指針が定められていることが確認できた。これらの指針が今後の補助金等のあり方を決めるうえで果たす役割は非常に大きい。そこで検討委員会においては、補助金等を交付する上で具体的な影響力が大きい交付基準の見直しをメインテーマの一つとして取り上げることとした。

補助金についての課題を整理するため、補助金の現状を「規則」の内容と突き合わせつつ分析した。それぞれの補助金の特徴を把握し、効率的に分析を行うため、現状の補助金一覧を国県等補助の有無、個人、団体等の対象者別、過去3年間（平成27年から平成29年まで）交付実績のないもの等に分類して、125件の補助金につき個々に分析を行った。その結果見えてきたものとしては以下のことが挙げられる。

①補助財源

国県等補助があるものについては、補助が行われるかどうかの判定が国県等の基準に基づいていることから、国県等補助がないものと補助金を判定する基準が異なるものと考えられるが、これまでは交付基準の中では国県等補助金の有無について考慮されていなかった。

②交付対象

個人と団体では補助金を支出する上で必要とされる公益性等の判断の定義が異なる。また、団体においても事業費補助、運営費補助では定義が異なるものと考えられるが、補助金等交付基準においてはこれらが一体となっている。

事業費については対象経費につき補助金等交付基準の項目4「補助対象」において「実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合」とあり公益性の定義が抽象的である。また、運営費については「団体の運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合に補助を行う」と定義されているが、自主財源のある団体もあるのではないかと考えられる。また、自主的に運営できる努力も必要となるが、その点についての規定がなされていない。

③交付期間の期限

団体の運営費に対する補助金等について、補助金等交付基準においては原則

5年間を限度としているが、継続されているものが見られる。また同額での支出が続いているものもあり、既得権的になっているのではないかと思われるものも存在する。

④食糧費

補助金等交付基準の項目4「補助対象」の備考欄に記載されているのみで明確な規定がないため、担当所属において作成される補助金等の要綱の中で、取り扱いが統一されていない状況が見られる。

⑤情報公開

情報公開について、補助金等交付基準の項目6「事業管理」の中で、市政資料室で行うと記載があるのみである。

⑥実績報告

実績報告に関しては規則において、補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書を提出する旨定められているが具体的な内容等についての定めはなく、交付基準においても触れられていない。また、補助金等支出後の進捗管理についても補助金等交付基準の項目6「事業管理」の中で「適切に行う」旨の記載がされているのみである。

⑦過去3年間補助金等交付実績がないもの

過去3年間補助金等交付実績がないものについては意義が失われている可能性も考えられるため、個々に精査を行ったところ以下の内容が見られた。

- ・今後も当面事業計画がないものがある。
- ・クラウドファンディングでの資金調達が適当と思われるものがあり、補助金等によるべきかどうか検討を要する。
- ・災害に関連するものに関しては、近年該当する災害が起きていないため交付が予定されていないものがある。
- ・国県等補助のあるものについては、補助金の中には市として補助制度を設けていないと補助金を支出すべき時に国県等補助が受けられず、すべて市の負担となる場合もある。
- ・総論的には公益性が見られるが、具体的に見た場合には受益者が狭い範囲に限定されているものも見られる。

⑧過去3年間補助金等が同額なもの

補助金等の一覧表を見ると過去3年間補助金と同額で支出されているものが

見られる。

⑨過去3年間の補助金等決算額

過去3年間の補助金等決算額が年々増加傾向にある。個々の補助金等支出状況を調べると、佐倉市の定住化を促進するなどの人口増加施策が新設されている状況も見られる。

【補助金等決算額の推移】 (単位：千円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,086,893	1,399,978	1,417,968

(2) 課題

分析内容から見えてきた課題としては以下のものが挙げられる。

①佐倉市補助金等交付基準の表現

市が交付する補助金については、一般的な定めとして、地方自治法232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とあり、補助金は公益性の必要がなければ支出できないこととされている。そのため、交付基準の中で補助金等を支出する上での公益性について定義を行っているが、表現につき議論を行ったところ、後述するように、「規則」の内容の明確化を図るべき点や文言を見直すべき点があると考えられた。

また、現交付基準では、補助対象や具体的な基準が共通の表現となっているため、補助金等の分類に基づく詳細な定義ができていないという課題が見られる。

②補助金等の情報公開

補助金等の公益性を考えると補助金等の情報が一部の人に限られることがないようにすることが重要であり、補助金のことを多くの人知っている状況を作れるようにすべきである。補助金等の一覧は市政資料室やホームページで公開されており、各担当所属において案内はされているようだが、情報発信という観点から考えると弱い部分が見られる。現交付基準においては、事業管理を定めた項目の中で補助事業に関する情報公開の場所について触れているのみであり、情報公開についての定めが十分でない。交付基準の見直し等を通じ市全体として同じ基準で情報公開に努めていくことが課題のひとつとしてあげられる。

③実績報告の提出等補助金等支出後の管理方法

佐倉市の財政状況に厳しさが表れている一方で、補助金等支出額の増加傾向が見られるが、限られた財源の中で補助金等を支出していくためには、補助金等を支出した後の管理方法についても考慮する必要がある。具体的には、清算等の処理が適切に行われているかといった運用に関わることのみではなく、可能な限りその効果の検証についても検討していくべきである。以上のような補助金等支出後の管理についてより厳密に行えるかといった点についてもひとつの課題となる。

④その他

過去3年間補助金等交付実績がないものについては、様々な理由が見られるものの、その意義については精査が必要なものと考えられる。過去3年間補助金等が同額なものについては、既得権益的になっている可能性もあるのではないかと考えられる。

また、過去3年間の補助金等決算額が年々増加傾向にあるが、自治体の財政運営では「身の丈にあった」という言葉がよく使われるように、補助金等を必要な分野に支出することは必要だが、それによって他の行政活動に支障が出るのは問題がある。

3. 補助金等の見直しについて

(1) 補助金等交付基準の見直し

①分類別に交付基準の内容を表記

・補助金等交付基準のうち、対象経費及び補助額、管理運営方法について定めている部分については、補助金等を支出する上で必要とされる公益性等の判断についての基準を明確にするため、個人、団体に分けて作成するよう見直しを行うべきである。

・国県等の補助金等の有無についても分類の中に取り入れるべきものとする。

・団体への補助金等の交付基準には、会計処理及び使途が適切であることを明記すべきである。また、事業費に対する補助金等と、運営費に対する補助金等についても分けて交付基準を作成すべきである。事業費に対する補助金等の交付基準では、補助金等は原則その年度の事業費の額をもって清算を行うことを明記すべきである。

・運営費に対する補助金等の交付基準では、補助金交付開始から5年を超えて継続されているもの、同額での支出が続いているものについては補助金等交付のプロセスの中で理由を検証することを記載する必要があると考えられる。また、他の団体ができないような独自性を持った団体は考慮すべきであるが、同種の団体で補助を受けていない又は少額の補助で運営している団体が存在する場合は経営努力を強く求めていく仕組みが必要と考える。特に人件費の補助を行っている場合は、市が直接執行した場合との比較検証を行えるような手段も検討していくべきである。

・食糧費についての取り扱いが統一的に行えるよう補助金等交付基準の中で具体例をあげて定めるべきと考えられる。

②使用語句の見直し

i. 5 交付基準 (1) 共通基準の部分の表現について

・表中(1)「公益性・公共性」は「必要性」に改めるべきであり、①③は市民の利益や効果の内容だが②の条件が入っていることで内容が捉えにくくなっているため削除し、③は効果が「特定の者に限定されない」趣旨にするべき。「補助がないと市民の暮らしやすさが低下するもの」という趣旨の文言も入れるべき。

・表中(2)「公平性」の内容部分には情報公開に関する文言を入れるべき。具体的には、市民に補助制度があるかどうかという情報をスタートの時点で知ることができる状況になっていないと不公平と考えられる。また、補助金等の交付先の決定についてのプロセスが適正、公平かどうかについても触れるべき。

・表中(3)「効果性」は「有効性」に改めるべきであり、内容部分は補助金等

の支出に見合った効果が上がっているかという表現にすべき。

・表中（４）「適格性」の内容部分は、会計や繰越金に関する事など団体のみに適用され、個人に対する補助の内容でないものが見られる。これらの部分については分類別に示した交付基準の団体の項目に移すべき。

ii. 6 事業管理の部分の表現について

（２）については交付基準の内容と捉えられるため、交付基準の説明部分に移動すべきである。（３）（４）はマネジメントサイクルと情報公開について述べている。これらの部分は以下に示す補助金交付のプロセスとして整理しなおす必要があるものと考えられる。

③補助金交付のプロセス

交付金等の運営においては「PDCA サイクル」を確立することが必要であり、補助金の交付申請、交付決定後の事業実施、事業完了の報告とその検査、実績報告に至るまでのプロセスを交付基準の内容に記載する必要があるものとする。

（２）改善すべき事項

①情報公開

補助の公平性を保つため、補助金等の存在を市民に十分周知する必要がある。現交付基準では、情報公開は市政資料室において行うこととされているが、ホームページ等を利用してわかりやすく伝えていくことや、市民がどの所属において窓口を担当しているのか明確に周知すること。

②補助金の申請・実績報告・検証について

・申請

団体の場合、申請時には申請者自身が当該交付金等の事後評価を行ううえで妥当であると考えている評価指標を提案する仕組みを導入することも検討すべき。

・実績報告

団体の場合、説明責任を求めることになるため件数等の実績報告だけでなく市政に対してどれだけの影響を及ぼしたのかといった成果の視点での報告提出を求めることも検討すべき。その場合、組織の弱い団体については自力での報告が難しい場合も想定され、市民と行政の協働の動きが弱まることのないようサポートを行う仕組みも併せて検討すべきである。

・評価検証

団体に対する補助金等に関しては、補助金交付後の有効性を確認する手段と

しては、KPI (Key Performance Index) といった視点も必要であると考え。評価する指標としては、補助金等の支出を行った金額や件数等だけではなく、市政に対してどのように貢献したのかという点に踏み込んで報告できるよう検討していくべきである。

③説明書やマニュアルの作成

交付基準は補助金等を交付する際の指針を定めるもので、補助金等の交付や運用についての判断するために必要な条件をすべて網羅するには限界がある。個々の判断をするためには説明書やマニュアル、Q&A 集等を作成することも必要である。その際の留意事項として以下の点が挙げられる。

・市民向けの説明書

個々に補助金等の内容が異なるため、所管部署において補助制度に応じ、市民が補助金等の申請を行いやすくするための説明書、手引き等を作成すべきである。

・職員向けのマニュアル

補助金等の交付事例のあるものは、市民からの問い合わせの情報が蓄積しているはずである。それをもとに判断基準等を明文化しておくことで、一貫した対応が行えることや、担当者の引継ぎも効率的に行えることから、職員向けに窓口対マニュアルの作成を行うべきである。

また、交付基準の中で分類ごとに補助額を定めているが、必要と認める額を支出するものと、補助対象経費の2分の1以内のものとの区分については、交付基準レベルで表現するには限界があるものと思われる。内部事務用に事例集等を作成して判断の一助とすべきである。

(3) その他

・過去3年間補助金等交付実績がないものについて

災害に関連するものや国県等の補助設計に基づくものを除いては、原則の廃止の議論を行い、継続する必要性があるものに関しては、合理的な理由を付した上で継続していくことが望ましい。

・過去3年間補助金等が同額のもの

過去3年間補助金等が同額のものについては、既得権益的に一定額が支出されているのであれば問題がある。積算が行われている上で、上限額として一定額とされているのか検証を続けていく必要がある。

・補助金等の決算額について

過去の補助金等の決算額を見ると増加傾向が見られた。補助金等はこれまで、行政サービスの補完的な役割として、市の施策を展開する中で重要な役割を担

ってきた。一方で一度予算化されるとなかなかやめられないという側面もあり、財政に及ぼす影響も大きい。現在の財政状況を考えると、補助金等全体の支出額についても注視していく必要がある。

4. 今後の補助金等のあり方

今後の行財政運営では、「魅力あるまちづくり」と「身の丈に合った行財政運営」を両立させることが必要になる。ただし、補助金等に関しては、この2つは対立的なものになってしまう可能性がある。2つの課題を両立させるためには、補助金等についても内容の審査が適切に行われるとともに、十分な情報開示が行われ、適切な「PDCA サイクル」が確立されていく必要がある。そのためには、補助金等についての継続的な検証が求められる。

5. 卷末資料

補助金検討委員会の審議経過

補助金検討委員会設置要綱

補助金検討委員会委員名簿